

令和 5 年度

事業報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

令和5年度 事業報告書

約3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バス事業は利用者が激減した。さらに、燃料の高騰も重なり、大変厳しい状況が続いたが、令和5年度後半になって海外からの観光客が増加して回復の兆しが見えて来つつあり、事業の好転が期待されているところである。

しかしながら、運輸業界全体の人材不足と改善基準告示の改正等が影を落として、貸切バス事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中で、令和5年度のセンターの事業運営は、巡回指導については着実に実施し、効率的な巡回指導を推進してきた。また、法人運営については、役員報酬及び人件費の削減、経費の更なる削減を図り、効率的な事業運営に取り組んできた。

令和5年度の各業務項目については、以下のとおりである。

1 巡回指導業務

(1) 巡回指導

適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図り、センター及び地方バス協会において1,323の営業所に着実に巡回指導を実施した。その結果、特に行政に通報を行う重大な案件はなかった。また、改善要請を行った698の営業所については、改善報告未提出の事業者が2営業所あった（うち1営業所はその後に事業廃止、1営業所は監査済）。

本年度の巡回指導実施実績及び指導項目は次表のとおりとなっている。

巡回指導実施実績数（関東運輸局管内）

令和5年度	実施計画 営業所数 (カ所)	実施営業 所数 (カ所)	内 訳			
			センター分 (カ所)		地方バス協会委託分 (カ所)	
			計画件数	実施件数	計画件数	実施件数
4月	129	119	50	50	79	69
5月	120	115	50	43	70	72
6月	120	121	50	45	70	76
7月	120	117	50	43	70	74
8月	110	116	40	42	70	74
9月	120	112	50	41	70	71
10月	120	116	50	41	70	75
11月	120	109	50	42	70	67
12月	115	116	40	45	75	71
1月	100	107	40	41	60	66
2月	102	103	32	34	70	69
3月	63	72	0	31	63	41
計	1,339	1,323	502	498	837	825

指導項目

区 分	件 数
事業計画等	1 7
帳票類の整備・報告等	2 6 0
運行管理等	1, 2 4 7
運送引受書及び営業区域・運賃	3 9 5
車両管理等	9 0
労働基準法等	9 8
任意保険加入	9
苦情処理	2
運輸安全マネジメント等	7 6
その他	2 5

(2) 過去の通報案件

巡回指導の結果、指導監督未実施や改善未報告等で行政に通報した件数は以下のとおりとなっている。

- ① 平成30年度 : 3件
- ② 令和元年度 : 5件
- ③ 令和2年度 : 4件
- ④ 令和3年度 : 6件
- ⑤ 令和4年度 : 0

合計18件で、この内3件は事業廃止となっており、残りの15件については行政が監査を実施し6件が事業廃止、9件が車両停止等の厳しい行政処分となっている。

(3) 適正化事業指導員の資質の維持・向上

令和5年度においては、適正化事業指導員の資質の維持・向上のために地方バス協会指導員を含めた合同指導員研修会を実施した。研修会ではグループワークによる課題検討を行い、その検討結果を各班担当者から発表を行うことにより、課題に対する共通認識が図られた。しかしながら、時間的余裕がなく十分な議論まで至らず、一部来年度に持ち越す結果となった。

また、一部のバス協会において指導内容の足並みが揃わなかったことから、令和5年6月7日にセンター理事長名で各バス協会宛てに『巡回指導における指導内容について（注意喚起）』の文書を発出し、今後実施する巡回指導についてはマニュアルの遵守、疑義が生じた場合の対応等について徹底を求めたところである。

2 負担金取扱業務

負担金については対象全事業者の約97.6%の納付(令和6年3月31日現在)となった。令和5年度より負担金未納事業者に対して督促時期を早め、早期に行政に報告することにより負担金の早期回収を目指した。その結果、令和4年度末の回収率89.8%から97.6%と回収率が向上した。

このように回収率を高めることが、センターの経営基盤の安定にも繋がり、ひいては、センターの信頼にも繋がることから回収率の向上に向けた取り組みを推進することとしている。

なお、年度別の負担金未納事業者への取扱いについては、以下のとおりである。

- ①平成29年度報告 17件（事業廃止等7件、納付10件）
- ②平成30年度報告 7件（事業廃止1件、行政処分1件、納付5件）
- ③令和元年度報告 3件（事業廃止等2件、納付1件）
- ④令和2年度報告 16件（事業廃止等3件、納付13件）
- ⑤令和3年度報告 11件（事業廃止1件、納付10件）
- ⑥令和4年度報告 13件（令和6年3月納付命令10件発出、納付6件）

3 苦情処理

令和5年度は、貸切バスに関する交通問題、マナー関係でのトラブルは3件寄せられたが、旅客からの苦情は寄せられなかった。

4 啓発活動及び広報活動

貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し、活用していただくよう案内した。

5 総務業務

総務業務については、関係法令及び定款に基づいて評議員会及び理事会を開催し審議結果に基づき業務を推進した。また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、審議結果に基づき事業を実施するよう努めた。

○会議

令和5年度は次のとおり会議を開催した。

（1）評議員会、理事会の開催

< 1 > 評議員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2回）

【第一回定時】令和5年6月22日（木）

- | | |
|-----|---|
| 議 題 | ・「令和4年度事業報告」の報告について
・「令和4年度収支決算」の承認について
・理事の選任について
・退任慰労金の支給について |
|-----|---|

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | ・令和5年度第1回、第2回、第3回理事会の審議内容について
・令和5年度負担金の納付状況について |
|------|---|

【第二回臨時】令和6年3月7日（木）

- | | |
|-----|----------------------------|
| 議 題 | ・令和6年度事業計画、収支予算及び資金計画等について |
|-----|----------------------------|

- 報告事項
 - ・ 監事の選任について
 - ・ 令和5年度第4回、第5回理事会の審議内容について
 - ・ 規程の改正について
 - ・ 巡回指導の実施状況について
 - ・ 令和5年度負担金の納付状況について

<2>理事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（5回）

- 【第一回】 令和5年4月30日（決議の省略による開催）
 - 議 題 ・ 適正化事業諮問委員の選任について
- 【第二回】 令和5年5月30日（火）
 - 議 題 ・ 令和4年度事業報告及び収支決算について
 - ・ 定時評議員会の招集について
 - 「令和4年度事業報告」の報告について
 - 「令和4年度収支決算」の承認について
 - 報告事項 ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について
- 【第三回】 令和5年6月5日（決議の省略による開催）
 - 議 題 ・ 定時評議員会の招集について
 - 常勤役員に対する退任慰労金の支給について（追加の議題）
- 【第四回】 令和5年6月22日（木）
 - 議 題 ・ 理事長の選定について
 - ・ 常務理事の選定について
- 【第五回】 令和6年2月21日（水）
 - 議 題 ・ 令和6年度事業計画、収支予算及び資金計画について
 - ・ 令和6年度負担金の額及び徴収方法について
 - ・ 地方バス協会に巡回指導業務の一部を委託する契約について
 - ・ 規程の改正について
 - ・ 臨時評議員会の招集について
 - 報告事項 ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について
 - ・ 巡回指導実施状況について
 - ・ 令和5年度負担金の納付状況について

（2）委員会の開催

<適正化事業諮問委員会>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2回）

- 【第一回】 令和5年6月5日（月）
 - 報告事項 ・ 適正化事業諮問委員の選任について
 - 議 題 ・ 適正化事業諮問委員長の選定について
 - ・ 令和4年度事業報告及び収支決算について
 - その他報告事項
 - ・ 定時評議員会決議事項について
 - 理事の選任について
- 【第二回】 令和6年3月5日（火）

- 議 題 ・ 令和 6 年度事業計画、収支予算及び資金計画について
・ 令和 6 年度負担金の額及び徴収方法について
報告事項 ・ 規程の改正について
・ 巡回指導実施状況について
・ 令和 5 年度負担金の納付状況について

6 令和 5 年度「全国貸切バス適正化機関」連絡会議への出席（オンライン）

令和 5 年 1 2 月 6 日（水）国土交通省主催の全国貸切バス適正化機関連絡会議がオンラインで開催され、全国の適正化機関と巡回指導、負担金納付等に係る情報交換、意見交換等を行った。センターからは、常務理事、適正化事業指導員が出席した。

7 寄附金による活動

- ① 貸切バス事業者を対象に「管理者向け指導監督講習会」（自動車事故対策機構 運輸安全マネジメント事業部講師）を全 11 回実施した。
令和 5 年度は令和 3 年度に開催しなかった東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県での実施となった。受講者数は地方バス協会会員事業者を含め 807 人であった。
- ② 全職員の研修として、静岡県小山町で発生（令和 4 年 10 月）した貸切バス横転事故現場を訪れ、現地調査及び添乗査察を実施し、下り坂の安全対策について再確認をすることができた。また、静岡県にあるデジタルタコグラフ及びアルコール検知器を製作している会社を訪問し、意見交換を行った。

8 今後のセンターの運営について

センターも発足後 7 年が経過し、令和 6 年度より巡回指導については、①優良営業所に対する特例措置、②特定の営業所に対する巡回指導の重点化の見直しが行われるなど取り巻く環境が変化しつつある中で、業務の効率化及び悪質事業者の国への通報を進めることとしている。

また、令和 6 年 3 月に実施した『関東貸切バス適正化事業指導員研修』の内容を踏まえ、令和 7 年の研修までに課題を深掘し、具体的に行政やバス協会に課題解消に向けた取り組みを提案するなどして、センター、行政、各バス協会が足並みを揃えた体制の整備を目指すこととしている。

最後に、様々な環境変化に対応しながらも、基本は貸切バス事業の安全を担保し、利用者の信頼を得るためには、行政、貸切バス事業者、センター、各バス協会の関係者が連携して不断の努力を継続していくことが重要であると認識している。

令和５年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和６年５月

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター